

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業 分類	補助 事業	事業実 施主体	補助対象 経費	基準額	補助 率	重要な 変更	申請添付 書類	実績添付書 類	事業 分類	補助 事業	事業実 施主体	補助対象 経費	基準額	補助 率	重要な 変更	申請添付 書類	実績添付書 類
略									略								
③	看護師 の特定 行為研 修受講 補助事 業	看護師 の特定 行為研 修の指 定研修 機関が 実施す る特定 行為研 修に看 護職員 を派遣 する訪 問看護 事業所	（2）訪 問看護ス テーションが特 定行為研 修への派 遣者の代 替看護職 員を採用 した場合 の人件費 （報酬、 賃金、共 済費）。	1か所当 たり次に より算出 された額 日額7, 875円 ×採用日 数 （700 千円を上 限とす る）	1 0 / 1 0	・補助対 象経費の 増額	様式第1 号 様式第2 －54号 様式第3 号	様式第1号 様式第2－ 54号 様式第3号 支払を証明 する書類	③	看護師 の特定 行為研 修受講 補助事 業	看護師 の特定 行為研 修の指 定研修 機関が 実施す る特定 行為研 修に看 護職員 を派遣 する訪 問看護 事業所	（2）特 定行為研 修への派 遣者の代 替看護職 員を採用 した場合 の人件費 （報酬、 賃金、共 済費）	1か所当 たり次に より算出 された額 日額7, 875円 ×採用日 数 （700 千円を上 限とす る）	1 0 / 1 0	・補助対 象経費の 増額	様式第1 号 様式第2 －54号 様式第3 号	様式第1号 様式第2－ 54号 様式第3号 支払を証明 する書類
③	看護師 の特定 行為研 修推進 事業	看護師 の特定 行為研 修の指 定研修 機関及 び協力	（1）看 護師の特 定行為研 修として 他施設か ら受け入 れた受講	他施設か ら受け入 れた受講 生1人当 たり （1）医 師及び看	定 額	・補助対 象経費の 増額	様式第1 号 様式第2 －62号 様式第3 号 （備品購	様式第1号 様式第2－ 62号 様式第3号 支払を証明 する書類 （備品購	（新設）								

確保		施設	生に対し 実習指導 を行った 医師又は 看護師の 人件費。	看護師が指 導に従事 した場合 60 0千円 (2) 医 師又は看 護師のど ちらか一 方が指導 に従事し た場合 30 0千円			入) カタログ 見積書	入) 納品書の写 し 請求書の写 し	
			(2) 看 護師の特 定行為研 修として 他施設の 受講生を 受け入れ る(実習 又はその 支援に限 る)場合 の実習用 備品購入 費	1か所当 たり1, 000千 円	1 / 2				
③ 医療 従事 者の 確保	中山間 地域の 病院看 護師確 保事業	公立病 院及び 公的医 療機関	看護師確 保に課題 を抱える 中山間地 の病院に 看護師を 派遣する 公立病院 等に対	看護師1 人あたり 4,1 62千円 (看護師 派遣1人 につき代 替看護師 1人とす	1 / 2	・補助対 象経費の 増額	様式第1 号 様式第2 -63号 様式第3 号	様式第1号 様式第2- 63号 様式第3号 支出額の根 拠となる書 類 支払を証明 する書類	(新設)

			し、看護師派遣に伴い新たに代替看護師を雇用する場合の人件費（報酬、賃金、共済費）	る）						
③ 医療従事者の確保	ロボット支援手術推進事業	鳥取大学医学部附属病院	鳥取大学医学部附属病院のロボット支援手術に関する教育研究活動に従事する者の人件費	県が必要と認められた額	1 / 2	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-60号 様式第3号 給与規定等の人件費が明記された書類	様式第1号 様式第2-60号 様式第3号 支出額の根拠となる書類	(新設)	
③ 医療従事者の確保	中山間地域におけるオンライン診療推進事業	へき地医療拠点病院等	医師不足の課題を抱える中山間地域等において行う以下の取組について補助する。 ①オンライン診療を行うための情報通信機器	①750千円 ②1人当たりの時間単価2,000円	① / 3 ② 定額	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-61号 様式第3号 (設備整備) 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該導入機器の写真 (看護師派	(新設)	

			<p>等の導入に係る経費（オンライン診療に係るシステム等のアカウント費用、初期設定費用等は初度経費に限る）</p> <p>②オンライン診療時に患者の受診支援を行う看護師の派遣</p>					<p>遣) 時間積算の 根拠となる 資料</p>	
略									略
<p>別記1～別記3 略</p> <p>別記4</p> <p>1 事業実施主体</p> <p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を行う者とする。</p> <p>（1）対象医療機関</p> <p>次のいずれかを満たす医療機関。</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 略</p>									<p>別記1～別記3 略</p> <p>別記4</p> <p>事業実施主体</p> <p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。</p> <p>（1）対象医療機関</p> <p>次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、<u>診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。</u></p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 略</p>

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関
④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

(削除)

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

④その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。

※交付に当たっては、次の(1)～(4)のいずれも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※派遣受入医療機関においては、様式2-56(2)の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。

(3) 2024年までに

・B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関(各水準に求められている条件を満たす医療機関に限る。)については、各水準の対象となる業務に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師は年の時間外・休日労働時間が960時間以下

・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

①現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

②計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業であって、次の①～④のいずれをも満たすこと。

- ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。
※「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。
- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
※ 実際に労働時間が短縮していることは毎年、本補助金の実績報告時に確認するものとする。
- ④ 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

オ 当直翌日の業務内容に対する配慮

カ 交替勤務制・複数主治医制の実施

キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

※実際に労働時間が短縮していることは毎年、本補助金の実績報告時に確認するものとする。

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(新設)

2 補助対象経費

「1（2）対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費。

※ 略

3 基準額

（1） 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。1（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

（削除）

（2） 以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする（令和8年度までの措置）。

令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。

③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とす

補助対象経費

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に定めた総合的な取組に要する経費。

※ 略

基準額

当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。事業実施主体（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

※令和2年度に当該事業を実施していない医療機関においては、令和3年度に限り、基準額を2倍まで可とする。

（新設）

ることを可とする。

評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が3項目以上	1床あたり40千円

別記5

1～2 略

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
訪問看護ステーション機能強化推進事業	(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、新規に雇用する常勤看護職員の人件費(補助対象期間は継続する12か月を限度とする。ただし、その期間が年度をまたぐ場合は、その期間が属する年度ごとに申請する。)	1 事業所あたり 4,000千円	1/2
	(2) 訪問看護を行うために必要な車両、医療機器等の設備整備費 ※設備の価格は1品につき100,000円を下限とする。 ※車両整備は、現有車両の買替えではなく、増車に該当し、かつ、増車が必要なことに合理的な理由がある場合に限る。 ※当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。	1 事業所あたり 2,000千円	2/3
職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	現に雇用している看護職員の産休等の取得にあたって、新規に雇用する代替看護職員の人件費。なお、1事業所につき、産休等を取得する看護職員1名に係る代替職員分のみを補助対象とし、当該産休等取得職員の代替として複数名の職員を雇用した場合であっても、1日あたり実人数1名分を申請の限度とする。(補助対象期間は継続する12か月を限度とする。ただし、その期間が年度をまたぐ場合は、その期間が属する年度ごとに申請する。)	1 事業所あたり 1,985千円	1/2

別記5

1～2 略

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
訪問看護ステーション機能強化推進事業	(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1または2を算定することを目的に、新規に雇用する常勤看護職員の人件費(補助対象期間は12か月を限度とする。)	1 事業所あたり 4,000千円	1/2
	(2) 訪問看護を行うために必要な車両、医療機器等の設備整備費 ※設備の価格は1品につき100,000円を下限とする。 ※車両整備は、現有車両の買替えではなく、増車に該当し、かつ、増車が必要なことに合理的な理由がある場合に限る。 ※当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料(自賠責保険料を含む。)及びリサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金)は補助対象外とする。	1 事業所あたり 2,000千円	2/3
職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業	現に雇用している看護職員の産休等の取得にあたって、新規に雇用する代替看護職員の人件費。なお、1事業所につき、産休等を取得する看護職員1名に係る代替職員分のみを補助対象とし、当該産休等取得職員の代替として複数名の職員を雇用した場合であっても、1日あたり実人数1名分を申請の限度とする。(補助対象期間は12か月を限度とする。)	1 事業所あたり 1,985千円	1/2

第2 様式第2-56号を別添のとおり改正する。また、様式第2-60号、様式第2-61号、様式第2-62号及び様式第2-63号を追加する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月17日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。
- 2 令和6年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。